

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する第17条第1項の規定に基づき、羽生都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1. 変更の理由

生産緑地地区の指定から30年が経過したことを理由に所有者から買取申出が出され、生産緑地法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため、羽生都市計画生産緑地地区を変更し、又は廃止するものです。

2. 変更の概要

変 更 後	変 更 前
廃 止	第2号生産緑地地区 約0.14ha
廃 止	第7号生産緑地地区 約0.12ha
廃 止	第13号生産緑地地区 約0.10ha
廃 止	第16号生産緑地地区 約0.17ha
廃 止	第20号生産緑地地区 約0.20ha
第22号生産緑地地区 約0.21ha	第22号生産緑地地区 約0.40ha
廃 止	第23号生産緑地地区 約0.15ha

3. 土地の所在

第2号生産緑地地区…羽生市大字上新郷地字町並 5988-2、5990-3、5991-4、5992-1、5992-7、5993-6

第7号生産緑地地区…羽生市東4丁目 2174-1、2174-4、2174-5、2174-6、2174-7、2175

第13号生産緑地地区…羽生市大字藤井上組字西 1296-1、1297-1

第16号生産緑地地区…羽生市大字上新郷字妻恋 5465-1、5466-1

第20号生産緑地地区…羽生市大字藤井上組字城沼 1362、1363-1、1364-1

第22号生産緑地地区…羽生市南羽生1丁目 15-3、15-4、15-5、16-5、19-13、19-14

第23号生産緑地地区…羽生市南羽生1丁目 26-5、26-8、26-9、27-1